

民法基礎 2 2017 年度春～夏学期期末試験問題

回答

設問 1

1 B は A に対して、債務不履行に基づく解除(民法 541 条本文。以下同法名省略)を主張することが考えられる。

2 本件契約にはマンションでペットを飼育することを禁止する条項があり、A は契約締結の際にその説明を受け、その旨承諾した。それにもかかわらず、A は契約締結後、子猫を購入し本件マンションで飼育を行っている。よって、債務不履行があるといえる。

3 賃貸借契約において当事者の一方が契約に違反したときは、相手方は、相当期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除できる(同条)。もっとも、催告をしたにもかかわらず相当期間が経過しても履行がなされないときに、賃貸借契約の基礎をなす信頼関係が破壊されているものとは言えない事情があるときには、義務違反が軽微であることを理由に、解除が否定される(541 条ただし書)。よって、A の上記ペット禁止条項違反が信頼関係を破壊するものであるか、以下検討する。

4 そもそもペット禁止条項の目的は、ペットを室内で飼育することによって鳴き声や足音、臭い等が発生し近隣住民に迷惑がかかることを防止することに加え、ペットの毛や引っ掻き傷等で部屋が汚れ、物件としての価値が低下することを防ぐ点にある。そうであるならば、本件マンションの全ての入居者との間で同様の契約を結ぶことには合理性がある。

5 もっとも、A の娘は購入した子猫をよくしつけたため、子猫が甲の部屋の壁や柱等を傷つけることも、決められた場所以外で糞尿をすることもほとんどなかった。また、子猫を屋外に出すこともなかったため鳴き声や足音等により近隣住民から苦情を受けることもなかった。そうだとすると、A に上記目的を害するような信頼関係を破壊する行為はないようにも思われる。しかし、A は契約締結から約 8 か月後という短期間のうちにペットを購入しており、その後も B に発見されるまで無断で 3 年以上甲において~~そ~~ペットを飼育し続けた。よって、長期にわたる用法遵守義務違反状態があったといえる。また、ペットを飼い始めた時点では子猫であったため足音により近隣住民から苦情を受けることもなかったが、今後ペットが成長するにつれて物音が発生するようになり、近隣住民の迷惑になることも考えられる。さらに、ペットが今後も甲の部屋の壁や柱を傷つけることはないという確証はなく、このまま A のペットの飼育を許すと甲の物権としての価値が下がる虞がある。

6 よって A のペット禁止条項違反は、AB 間の信頼関係を破壊するものであると評価できる。したがって、B の主張は法的に妥当である。

【設問 1 に対する評価】

・背信性評価に関して、適切な事実を抜き出し、評価をすることができています。

コメントの追加 [法t1]: 用法順守義務違反の適示もれがあります。

民法 616 条、民法 594 条 1 項

コメントの追加 [法t2]: この場合の「債務」は何でしょうか。

例えば、「賃借人は、民法上、○○という義務を負い、その義務を履行する必要がある。本件では、ペット禁止条項に基づくペットを飼育してはならないという用法を守らないといけない。

→しかし、賃借人は、ペットを飼育しており、債務不履行がある。」

ということを端的に指摘しましょう。

コメントの追加 [法t3]: 信頼関係破壊の法理は、無催告解除で OK。

催告は要らないと解されています。

信頼関係破壊の法理の要件事実、背信性（評価根拠事実）

コメントの追加 [法t4]: ここに気付くことができている点は GOOD!

コメントの追加 [法t5]: GOOD

・改善点は、規範の部分です。基本的なところをまずは抑えましょう（条文の指摘、規範・定義→当てはめ→評価までの指摘）。信頼関係破壊の法理も復習をしておきましょう。

設問 2

1 BはEに対して、不法行為に基づく損害賠償(709条)を主張すると考えられる。

2 不法行為に基づく損害賠償請求が認められるためには、①Eの注意義務違反、②Bの権利侵害、③Bの損害およびその金額、④①と②、①と③との間の因果関係が必要である。

もっとも、BはEの直接の被害者ではないから、原則として損害賠償請求は認められず、上記要件を満たしたうえで本件中華料理店が直接の被害者Cと同視できる場合にのみ、例外的に損害賠償請求ができると解する。

3 これを本件についてみると、Eは高速道路において居眠り運転をしていたため、ガードレールに衝突し本件事故が発生した(①)。またBは、自己が経営する中華料理店のベテラン料理人であるCが入院したことにより短時間で料理を提供することや一度に多くの料理を提供することが困難になった(②)。そして、中華料理店の料理人が一人になったことにより、Cが回復して仕事に復帰するまでの3か月間、店の収入が3割減少した(③)。もっとも、短時間で料理を提供することや一度に多くの料理を提供することが困難になったのは、Eが本件事故を起こし本件中華料理店で重要な役割を担うCに重傷を負わせたことが原因である。さらに、3か月間本件中華料理店の収入が3割減少したのは、EがCに重傷を負わせたことにより料理人がD一人になったからである(④)。よって、709条の要件をすべて充足する。

4 次に、Eの加害行為の間接被害者である本件中華料理店が、直接の被害者Cと同視できるか検討する。

この点につき、Cは中国で修業をしたのち国内の有名な中華料理店で数年間にわたり料理長を務めた経験豊富な料理人であり、本件中華料理店においても短時間で料理を提供することや一度に多くの料理を提供するうえで欠かせない人物であったといえる。しかし、本件中華料理店には、Cの他に料理人Dがおり、同人は大阪市内のホテルの中華料理店で調理師として働いた経験をもっていた。よってDもCほどではないとはいえ、料理人として十分な経験を積んでいたものと評価でき、Cが不在の間もDとその他の従業員によって本件中華料理店は本来の7割程度の収入を維持できていた。したがって、Cが入院して3か月間働けなくなったからといってBの中華料理店が経営できなくなったとはいえず、本件中華料理店は直接の被害者Cと同視できるとはいえない。

5 よって、BのEに対する主張は妥当でない。

以上

コメントの追加 [法t6]: なぜ? 原則否定説にたつならば、その理由を明記する必要があります。

コメントの追加 [法t7]: 不正確。どのような場合に同視できるのですか。判例の復習をしましょう。

コメントの追加 [法t8]: 注意義務違反は評価なので、○の義務があるのにしていないから、注意義務違反である、とあてはめをすること。

コメントの追加 [法t9]: 中華料理店代表者と店別人格ですが、今回問われているのはBのEに対する請求です。余事記載です。

7/11 再チャレ民法

【答案】

問 1

1 B の主張について

B は、A に対して、契約違反のためペットの飼育をやめるよう求めたにもかかわらず、A はペットの飼育を続けることを明確に示している。

よって、A の用法遵守義務違反を理由として、542 条 2 項 2 号に基づき賃貸借契約を無催告解除することが考えられる。

コメントの追加 [法t1]: 5号と思います

2 A の反論について

A からは、いまだ信頼関係が破壊されていないことを理由に、賃貸借契約を解除することができないと主張することが考えられる。

賃貸借契約は、当事者間の人的信頼関係に基づく継続的な契約である。そうだとすれば、信頼関係が破壊されていない場合には、信義則上、解除権を制限すべきである。よって、契約不履行があったとしても、なお賃借人の当該行為が賃借人に対する背信的行為と認めるに足らない特段の事情がある場合は解除権を制限すべきである。具体的には、違反された義務の重要性や違反の程度を考慮すべきである。

本問について見ると、賃貸住宅においてペットの飼育を禁止することは、住宅への汚れ、傷、臭いがつくことを防ぐためのものであり、合理性がある。そして、B はペット飼育禁止について契約締結時に説明し、A は承諾していたにもかかわらず、A は入居後 8 か月で猫を飼い始め 3 年半以上猫を飼育している。長期にわたる契約違反は信頼関係を破壊する行為といえる。

また、B は猫はしつけており迷惑はかけていないと主張している。しかし、子猫が成長または高齢化して、住宅を汚損するおそれがあるほか、同じマンションの居住者にとって不公平感のあるもので、A のマンション管理に支障を生じさせるものである。

コメントの追加 [法t2]: 論点に飛びついている印象です。
皆さんそうですが、論点の前に用法遵守義務違反があることを指摘しましょう。

よって、B が、契約条項に違反して、長期にわたり猫を飼育していたことは、信頼関係を破壊する行為にあたる。いまだ信頼関係が破壊されていないという A の反論は認められない。

コメントの追加 [法t3]: あてはめは GOOD です。

3 結論

したがって、B は、542 条 2 項 2 号に基づき賃貸借契約を無催告解除することができる。

規範部分を充実させると、よりよい答案になります！

問 2

1 B の主張

B は E に対して、不法行為（709 条）に基づき、3 か月分の店の減収分を損害賠償を請求することが考えられる。

2 B の主張の妥当性

不法行為が認められるための要件は、①故意または過失、②法律上保護された利益の侵害、③①と②

の因果関係、④損害の発生、⑤②と④の因果関係である。

①について、過失とは、予見可能性を前提とした結果回避義務違反である。本問について見ると、Eは居眠り運転をしてCとの衝突事故を起こしている。居眠り運転は、自動車の運転手として求められる注意義務を欠く行為であり、衝突事故は結果回避義務を果たさなかった結果起きたものである。よって、過失が認められる。

②について、Cが右腕骨折などの全治3か月の重症を負ったことが法律上保護された利益の侵害に当たる。

③については、CはEの居眠り運転により起きた衝突事故で怪我を負っており、因果関係が認められる。

④について、損害とは、不法行為がなければ置かれていであろう財産状態と、不法行為があったために現実に置かれている財産状態の差額である。本問では、Eが衝突事故を起こさなければ、Bが経営する中華料理店の料理人が2人から1人になることはなく、店の収入が3か月間にわたり3割減少することもなかった。よって、Bの中華料理店の売上が減少分が損害にあたる。

⑤について、因果関係が認められるためには、条件関係が認められるに加えて、その行為が結果発生にとって相当性を有することが必要である。条件関係については、Eが事故を起こさなければ店の売上が減少することはなかったのであるから、条件関係は認められる。相当性は不法行為の趣旨である損害の公平な分配という観点から判断すべきである。個人に事業者の損害を賠償させることは個人にとって多大な負担となるおそれがあるし、事業者は従業員が怪我や病気で休業したとしても人的リソースや業務量を調整して対処すべきである。よって、事業者の損害については、被害者と事業者が事実上一体として見られる等の特段の事情がない限り、相当因果関係はないと考えるべきである。

本問では、加害者EがCの勤務先であるBの損害まで賠償することは、相当因果関係の範囲内とは言えない。よって、⑤は認められない。

3 結論

以上より、BはEに対して不法行為に基づく損害賠償を請求することができない。

以上

コメントの追加 [法t4]: 問題の所在がわかりにくいです。
本件の一番の問題は、BがEに対して請求をすることができるのか、ということ。
ここに対する問題提起だということを読み手にわかるように書く必要がありました。

コメントの追加 [法t5]: この当てはめがないです。

答案 3 人目

【設問 1】

第 1 B は、A との間で本件契約（民法（以下法令名省略）601 条）を締結しているところ、A が甲で猫を飼育していることから、信頼関係破壊を理由に無催告解除（542 条 1 項 5 号項）し、甲の明渡しを主張すると考えられる。この主張は法的に妥当か。

1 賃貸借契約は、当事者相互の信頼関係を基礎とする継続的契約であるから、信頼関係の破壊を認めるに足りないときは、「催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らか」（542 条 1 項 5 号項）とはいえないと解する。

2 本件では、ペットの飼育禁止は契約内容であり、A は契約締結時に説明を受けこれを了承しているところ、A が B に相談もなく猫を飼ったことは B に対する裏切り行為にも思える。しかし、A は、2010 年 10 月 1 日から 2014 年 4 月 15 日までの 3 年 6 か月という長期間にわたり猫を飼育していたが、猫は A の娘によってよくしつけられており、この期間中、甲の部屋の壁や柱を引っ掻いて傷つけることも、決められた場所以外で糞尿をすることもほとんどなかった。また、A は猫を屋外に出すことはなく、鳴き声や足音等により近隣住民から苦情を受けたことも、同期間中なかった。よって、猫の飼育が近隣住民や B に著しい影響を及ぼしているとはいえない。さらに、A はこれまで遅滞することなく期限までに賃料を払い続けている。したがって、これらの事情を総合的にみたときに、A は本件契約の基調である相互の信頼関係を破壊したとはいえない。

3 よって、「催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らか」（542 条 1 項 5 項）とはいえない。

第 2 以上より、B の A に対する本件契約の解除と甲の明渡し請求は認められない。

以上

【設問 2】

第 1 B は、E に対して不法行為に基づく損害賠償請求（民法（以下略）709 条）を主張することが考えられる。この主張は妥当か。

1 この主張が認められるための要件は、①故意又は過失、②権利・利益侵害、③上記①と②の間の因果関係、④損害の発生、⑤上記②と④の間の因果関係、である。

2 まず、E は居眠り運転をしていた（①）。次に、C は右腕を骨折するなど全治 3 ヶ月の重傷を負っているが、C の身体は法律上保護される利益である（②）。かかる利益は、E の居眠り運転を原因とする本件事故によって侵害された（③）。B が経営する中華料理店では、C が復帰するまでの 3 ヶ月間、収入が 3 割減少している（以下、「本件損害」という。）（④）。

そして、損害の填補という点では債務不履行も不法行為も同じであり、填補すべき範囲を画するための基準を定めたのが 416 条なので、これを不法行為に類推適用できる。そこで、416 条 1 項は相当因果関係の原則を規定し、同条 2 項は相当因果関係の存否を判断する際の基礎とすべき特別事情の範囲を規定したものと解する。

本件損害は、C が 3 ヶ月間同店に復帰できなかったことに起因するが、C 以外にも中堅の料理人 D がおり、また、同店の経営者は B であって、B は C が療養している間に別の料理人を雇うことも可能である。よって、本件損害は「通常生ずべき損害」（416 条 1 項）にあたらない。しかし、本件損害は、C が同店の料理人であったという「特別の事情によって生じ

コメントの追加 [法t1]: まず、用法順守義務違反があることを指摘しましょう。

コメントの追加 [法t2]: 足りる、ではないですか。

コメントの追加 [法t3]: あてはめに行く前に、規範を書きましょう。
用法順守義務が課せられていること、それに違反したこと⇒それだけで解除ができるのか、が問題です。

コメントの追加 [法t4]: 猫が成長したとき
長期間にわたって義務違反の認識があるのに違反行為を続けたことはどのように評価されるのでしょうか。
また、苦情がないだけで、動物の匂いが染みついているかもしれません。

コメントの追加 [法t5]: 簡単に、①の要件のいずれに該当するかを規範を指摘の上当てはめること。
過失とは、〇〇義務違反をいうところ、本件では〇〇をしており、〇〇違反がある、等

た損害」(416条2項)にあたる。もっとも、本件事故はEの居眠り運転が原因であり、Cを狙って故意に車を衝突させたのではないし、本件事故の場所は高速道路であり、両当事者は車内にいたのであるから、Eにとって、Cが同店の料理人であるという事情を予見することは不可能である(⑤充足せず)。

第2 以上より、要件⑤を充足しないから、Bの上記主張は妥当でない。

以上

コメントの追加 [法t6]: 予見可能性できるのであれば、最判昭和43年11月15日の裁判例も否定されるのではないですか。

答案 4 人目

再チャレ第 1 回 H29 期末試験 民法基礎 2

問 1

- 1 B は A に対してペット禁止条項の用法遵守義務違反による債務不履行を理由とする契約の解除を主張すると考えられる。(民法 (以下略) 540 条)。これに対し A は信頼関係の破壊を認めるに足りないとして B が解除権を行使することは信義則上許されないと主張する。以下 B の主張が認められるか検討する。
- 2 (1) B の主張が認められるには①債務不履行の存在②①によって信頼関係が破壊されたと言えることが必要であり、信頼関係破壊の有無は具体的には違反された義務の重要性及び義務違反の程度を持って判断する。
- (2) 本件契約の際に A B 間で甲ではペットを飼育することを禁止するペット禁止条項が存在し B は甲の他の入居者とも同様の契約を結んでいるから A にも従来通りペット禁止条項の説明をし、A も承諾している。しかし、A は子猫を購入し、甲で飼育し始めたことからペット禁止条項に違反していると言える。(①充足)
マンション内でペットを飼育すると鳴き声や足音等によって他の住人とトラブルが生じる恐れが考えられる。また室内の壁や柱等を傷つけたり、糞尿によって汚れることも考えられ退去の際にトラブルになる恐れがありこのようなペット禁止条項は合理的で重要であると解する。もっとも A の子猫によって他の住人とトラブルになったりはしていないが、多少は甲の部屋内の壁や柱等を引っ掻いたり傷つけるようなことが見受けられ、3 年半にわたり用法遵守義務違反を継続しており、B が A に対して猫の飼育をやめるように求めてもやめる気はない発言もあることから義務違反の程度は大きいと考えられる。よって信頼関係が破壊されたと認められる。(②充足)
- 3 したがって B は信頼関係破壊を理由に A に対して無催告解除をすることができ、B の主張は認められる。(542 条)

問 2

- 1 B は E に対して不法行為による損害賠償請求を主張する。(709 条) 以下認められるか検討する。
- 2 では E に不法行為が認められるか。不法行為の成立要件は①故意または過失②権利・利益の侵害③損害の発生④①と②の因果関係・②と③の因果関係である。
- (1) 過失とはある結果が予測可能でありながら、それを回避するのに必要な行為をしなかったことである。本件事故は E の居眠り運転をすれば事故が引き起こされることが予測可能でありながら、事故を回避するために休息を取るなどの行為をせず運転していたことから E に過失があると言える。(①充足)
- (2) 権利・利益侵害とは法律観念上その侵害に対し不法行為に基づく救済を与えることを必要だと思われる利益である。本件事故によって C は右腕を骨折しており C の身体という利益の侵害が発生している。(②充足)

コメントの追加 [法t1]: 条文中要求されていない信頼関係破壊の法理はどこから要求されるのですか。
規範を書きましょう

コメントの追加 [法t2]: 条項自体の合理性は前提になっているので、あまり詳細に書く必要はありません。

コメントの追加 [法t3]: 発言よりも、客観的な事実を引用した方がよいです

コメントの追加 [法t4]: C の E に対する請求ですか？誰の E に対する請求かを特定すること。

コメントの追加 [法t5]: 過失の定義はよりコンパクトに書けます
予見可能性を前提とした結果回避義務違反

- (3) Cが重傷を負ったことによってCが仕事に復帰するまでの3ヶ月間店の収入が3割減少しているから損害が発生している。(③充足)
- (4) Eの過失によって引き起こされた事故でCの右腕を骨折することになったため両者には因果関係が認められる。またCが負傷したことによってCが仕事に復帰するまでの3ヶ月間Bの中華料理店では調理師がDのみになったため、料理の提供が遅くなり、客の回転が悪くなった結果店の売上げが3割減少しているから両者に因果関係が認められる。(④充足)
- (5) よってEに不法行為が認められる。
- 3 (1) もっともBはEからの直接被害者ではなく、直接被害者Cが本件事故により全治3ヶ月の重傷を負いその間Cの職場であるBの経営する中華料理店の運営が上手く回らなくなり、店の収入が通常の3割減少した。この事実を理由にB自らも被害者であると言えるのか問題となる。
- (2) 判例では企業の営業活動に伴うリスクについては、営業活動を行う企業自身が自らの負担すべき損失として計算に入れ、回避措置を講じるべきである。ただし個人企業である場合には、会社の実権が代表者個人に集中し、この者に会社の機関としての代替性がなく、かつ代表者と会社とが経済的に一体を為す関係にある状況にあるのであれば、企業損害の賠償請求を認めても良いとしている。
- 本件ではBの中華料理店で料理を作っていたのはCとDであり、Cが3ヶ月勤務できないからといって中華料理店の営業ができなくなるほど支障があるとはいえない難く代替性のない人物であるとは認定できない。
- 4 以上からBの請求は認められない

以上

コメントの追加 [法t6]: 売上の減少は、店の損害であって、Cの損害ではないです。この損害をEに負担させて良いのか、というのが論点です。

再チャレ 民法基礎2
2017 年

[設問1]

1 BはAに対して、債務不履行に基づき、本件契約を解除することが考えられる（民法（以下法令名省略）542条1項5号）。

AとBの間の本件契約には、ペット禁止条項が定められており、Bはそれを説明し、Aはこれを承諾している。これについて、Aはペットを飼育しないという用法順守義務を負ったことになる。

しかし、Aは、2010年10月1日からペットを飼い始めて住んでいる。これは、用法順守義務違反つまり、債務不履行となる。

そこで、BはAに対し、本件契約の解除をすることが考えられる。

一方で、AのBに対する反論として、信頼関係の破壊を認めるに足りないときは、解除権を行使することは信義則上許されないと主張することが考えられる。

たしかに、Aは、賃料を延滞しているわけではない。ペットを飼い始めたことが信頼関係を破壊するほどの背信性があつたかが問題となる。

Aは、本件契約締結の際、ペット飼育禁止について説明を受け、承諾していた。2010年2月3日に契約を締結してからわずか1年も経過しないうちに、猫を購入している。また、2014年4月15日に同じマンションの住人に発見されるまでの間に契約期間2年が経過しているため、契約継続を選択する際に、ペット飼育可能なマンションに引っ越しすることも可能であつたのに、用法順守義務に違反しながら長期間居住していたのだから、賃貸人との信頼関係を十分に破壊するほどの背信的行為があつた。

たしかに、猫のしつけがよくされていたから、壁や柱に傷をつけることや糞尿であらゆる場所を汚すこともほとんどなかったこと、マンションの共有スペースに猫を放したり、鳴き声や足音により近隣住民から苦情を受けたことはなかったことから、賃貸人や住民等への迷惑はほとんどかかっていなさそうにも思え、背信性が否定されそうにもみえる。

しかし、ペットが一度住んだ部屋には、少なくとも動物特有のにおいが残る。部屋内で放し飼いにしていたのだから、部屋中に猫のにおい等が定着していること、糞尿が決められた場所でされたとしても、その特定の場所は、ペットが住んでいなかった状態とは全く違う状態であり、ほとんどという言葉から、部屋の特定の場所以外で糞尿をしたことがあることが考えられる。また、周囲に迷惑が掛かっていないというのは、苦情を受けたことが無いからという理由のみであり、迷惑は掛かっている可能性は十分ある。ゆえに、背信性を否定することはできない。

以上から、ペットを飼い始めたことが信頼関係を破壊するほどの背信性があつたといえ、解除権の行使は信義則上許されないとはいえず、BはAに対し、本件契約の解除をすることができる。

[設問2]

コメントの追加 [法t1]: 民法の用法順守義務違反の規定も引用しましょう。

コメントの追加 [法t2]: 条文中要求されていない信頼関係の破壊の法理がでてくる理由を書きましょう。この規範に大きな点数が入っていると思ってください。あてはめに比例して、規範が少ない、です。

1 B は E に対して、不法行為責任に基づく損害賠償を請求することが考えられる（709 条）。

不法行為による損害賠償責任が認められるためには、E が「故意または過失」によって、「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者」であることが必要である。

（1）「過失」とは、結果発生の予見可能性があったのにそれを回避するための必要な措置を講じなかったことをいう。

本件事故原因は、E の居眠り運転であり、ガードレールに衝突したのも E の単独事故であった。高速道路における居眠り運転は、事故発生の予見可能性があったのに、事故発生を回避するために居眠りをしないという必要な措置を講じることをしなかったといえる。また、C は、制限速度を守り適切な車間距離をとり、交通規則を遵守して走行していた。

よって、E に過失があるといえる。

（2）そして、「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者」であるかについて、C の身体に重傷を負わせ、法律上保護される身体利益を侵害したといえる。

以上から、E が「故意または過失」によって、「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者」であるといえる。

2 原則として、B は、B 自身が権利侵害されていないため、E に対して損害賠償請求をすることができない。ただし、判例は例外的に、直接被害者と間接被害者が実質的に同一視される状況においては、不法行為により直接被害者が被害に遭い、それにより、間接被害者の法人の営業活動に損害があった場合には、B を間接被害者と位置づけたうえで、相当因果関係の問題として処理し肯定する。

直接被害者が、間接被害者の経営する法人の営業活動において、重要な役割を担っており、直接被害者を離れて会社の存続が考えられないという事情がある場合に、当該不法行為と会社の利益の逸失との間に相当因果関係があるといえる。

本件においては、直接被害者 C は、中国で修業したのち、神戸市内の有名な中華料理店で数年間にわたり、料理長を務めてきたベテラン料理人であった。

C は、D と比べると、料理長を務めるなど重要な役割を担っている。

しかし、D も、大阪市内のホテルの中華料理店で調理師として働いた経歴をもつ中堅の料理人であった。そうすると、大阪市内で中華料理店を経営するにあたり、ホテルで働いた経歴を持つ中堅の調理師がいるのであれば、ある一定以上の料理を提供することは可能であって、B の経営する中華料理店がホテルの一流中華料理店等でない限り、C が調理から離れて B の経営する中華料理店の経営が考えられないとはいえない。

よって、直接被害者が、間接被害者の経営する法人の営業活動において、重要な役割を担っており、直接被害者を離れて会社の存続が考えられないという事情があるとはいえず、当該不法行為と会社の利益の逸失との間に相当因果関係があるといえない。

以上から、B は E に対して、不法行為責任に基づく損害賠償を請求することができない。

コメントの追加 [法t3]: 本件では、争いのない部分なので、もう少し分量を抑えた方がよいです。

コメントの追加 [法t4]: なぜですか、判例が限定的に認めた理由に重点を置いて書く必要があります

コメントの追加 [法t5]: この規範はどこからできましたか？

7月11日再チャレンジプログラム（民法）

【設問1】

第1 BのAに対する法的主張および妥当性について

- 1 Bはペット禁止条項に違反したとして、本件契約の解除（民法541条）を主張することが考えられる。
- 2 それに対して、Aの反論としては禁止条項に違反してはいるが、信頼関係破壊にまでは至らない程度であるとの主張が考えられる。
- 3 信頼関係破壊の法理により、相手方の債務不履行で解除権は発生しているが、信義則上行使が制限される。そして、信頼関係破壊の有無を判断する要素として「違反された義務の重要性」と「義務違反の程度」が考慮される。
- 4 本件において、動物が飼育されると部屋の汚損が激しくなる恐れがあり、また、糞尿等で他入居者の平穏な生活が侵害される恐れがある。そのため、住宅の賃貸契約においてペット禁止条項は重要なものである。また、しつけによりA宅が飼育する猫は甲の部屋の壁や柱をひっかくこともなく、屋外に出さなかったことから鳴き声や足音による近隣住民の苦情はきてはいないが、今後も猫がこのように甲部屋の壁や柱をひっかくことも、近隣住民への迷惑行為を行わないという保証もない。さらに、被害がなければペットを飼育してもよいということになれば、ペット禁止条項が有名無実化してしまう。そのため、Aの義務違反の程度も大きいと考えられる。
- 5 よって、信頼関係破壊にまで至っており、Aの反論は認められず、Bの主張は妥当である。

【設問2】

第1 BのEに対する法的主張とその妥当性について

- 1 Eの事故により主要な従業員であるCが勤務できなくなり、Bの経営する中華料理店が損害を負ったとして不法行為（民法709条）による損害賠償請求が考えられる。不法行為の成立要件は①加害者の過失②被害者の権利侵害 ③被害者の損害発生とその金額 ④①と②、②と③の間の因果関係である。そしてここでの過失とは結果回避義務違反である。
- 2 本件では、Eを事故を起こさないように運転中は居眠りをせずに注意して運転をすべきであったが、居眠り運転をしていることから過失が認められる（①充足）。Cは事故のために右腕を骨折し、身体に対する権利侵害がある（②充足）。Cは全治3か月に入院となり、入院費用が発生し、勤務もできなくなり収入が減少している（③充足）。Eの事故により、Cの車はEの車に衝突し、Cは右腕を骨折している。また、Cの骨折のため、入院費用が生じ、勤務ができなくなったためCは収入が減少している。よってEはCに対する不法行為が成立しており、間接被害者としてBの主張は成立するかのようと思われる。
- 3 しかし、Bの主張に対して、Eは間接被害者である会社は、企業損害を理由に損害賠償することはできないとの反論が考えられる。

コメントの追加 [法t1]: これは、民法上、用法順守義務違反に該当することを書きましょう

コメントの追加 [ナナ2R1]: Bはペット禁止条項に違反したとして、用法順守義務違反に該当するため

コメントの追加 [法t3]: 本件は無催告解除事案です

コメントの追加 [ナナ4R3]: (無催告解除)

コメントの追加 [法t5]: 条文に書かれていない信頼関係破壊の法理がなぜ要求されるのか、規範を書きましょう。ここが肝です。

コメントの追加 [ナナ6R5]: 賃借人の利用が利用上相当である場合には、賃貸人に著しい影響を及ぼさないため、解除には信頼関係破壊の法理が要求される。信頼関係破壊の～

コメントの追加 [法t7]: 過失は評価概念です、定義を書くこと

コメントの追加 [ナナ8R7]: 注意して運転すべき結果回避義務違反があったにも関わらず、居眠り運転をしていることから～

コメントの追加 [法t9]: Cの収入ではなく、店の収入です

コメントの追加 [ナナ10R9]: この部分削除する。

コメントの追加 [法t11]: 企業損害を理由に、よりも、直接の被害者ではないから賠償義務は負わない、と端的に書けばいいと思います

コメントの追加 [ナナ12R11]: 直接の被害者であるから賠償義務を負わない

4 企業は、会社の代表者や従業員が被害を受けたことに起因する企業の営業活動に対するリスクは、企業自らが追うリスクとしてとらえ、保険に加入するなどの措置を講じておくべきである。そのため、公平性の観点から不法行為の加害者に対して損害を請求することができるのは、例外的であると考えられる。そして、例外が認められるのは、不法行為の被害を受けた者が会社の代表者であり、会社が個人企業である場合において、会社の実権が代表者個人に集中し、この者に会社の機関としての代替性がなく、かつ代表者と会社とが経済的に一体をなす関係であるような状況である。

5 本件においては、中堅職員である D 一人で料理をしなければならず、店の回転率がさがっているが、C のようにベテラン料理人でなければ店の業務ができないというわけでもないため、他の料理人であっても対応することできる。また、不法行為の被害者である C は会社の従業員にすぎず、会社の経済的に一体をなす関係でもないため、上記のような例外であるとは認めることはできない。

6 よって、E の反論が認められ、B の主張は妥当ではない。

以上

コメントの追加 [法13]: このあてはめで迷いを見せる
ところでした。
あてはめのブラッシュアップは年次があがればできる
ことなので、まずは判例の理解、規範をあたまにいれ
ましょう。

コメントの追加 [ナナ14R13]: 回転率の減少であって、
ベテラン料理人としての技量が不足しているために、
店の経営が減少しているわけではない。